

若い力で元気創出ふるさと支援事業実施要領

平成24年8月30日 農村第1096号
一部改正 平成24年3月25日 農村第1326号
一部改正 平成25年4月1日 農村第32号

第1 趣旨

岐阜県には、県内の水田の1割程を占める約4,300haの棚田があり、県民の食料を生産する場としてだけでなく、美しい風景の形成や県土の保全、伝統・文化の継承など、多面的な機能を持っている。

しかし、中山間地域や棚田地域などの条件不利地域では、過疎化、高齢化の影響から、集落機能の低下による農地や農業用排水路、農道、ため池などの適切な保全管理の困難化や鳥獣害の頻発、担い手不足による耕作放棄地の拡大などにより、日本の原風景ともいえる棚田の存続が危ぶまれている。

このため、大学や短期大学等の学生（以下「大学生等」という。）から、棚田保全に係る多様な課題やニーズに対応した地域が元気になるための提案を募集し、大学生等の自発的な活動に支援することで、新たな棚田保全活動の展開や棚田保全に向けた組織化などを促進し、日本の原風景である棚田の保全と地域活動の活性化を図るため、若い力で元気創出ふるさと支援事業（以下「本事業」という。）を実施するものである。

第2 事業の実施

本事業の実施については、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱（平成18年4月3日付け農計第24号農政部長通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第3 事業の内容

本事業は、棚田保全に係る課題の解決に向けた方策の検討など以下に掲げる活動を対象とする。

- ・地域の魅力と課題を調査する点検活動
- ・地域の方との話し合いによる活性化プランの策定
- ・耕作放棄地の解消、利活用に向けた取組み
- ・農道や水路整備、農作業への支援活動
- ・体験型交流イベント等の企画、実践
- ・棚田のイメージアップに向けた取組み
- ・棚田の景観保全に向けた取組み
- ・棚田保全のための特産品の開発
- ・その他、棚田保全のための活動

第4 事業の実施主体

大学、短期大学、専門学校に在籍する学生及びその学校の教員（常勤）で構成する団体（以下「学生団体」という。）とする。（任意グループでも可）

学生団体は、学生3名以上かつ教員1名以上で構成するものとする。

第5 実施要件

- (1) 事業の内容が、他の補助金等の対象とならないこと
- (2) 学生団体と地域との協働による取り組みであること

第6 実施方法

知事は、提案を公募し、評価会議にて評価を実施し、県が選定した学生団体に対し費用を補助する。

第7 補助率及び対象経費

補助率は対象経費の10/10（但し30万円を上限とする。）

本事業の対象経費は、別表1のとおりとする。

第8 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

なお、同一団体による同一地区での事業の実施は3年間を限度とするが、毎年応募し選定されることが必要である。

第9 事業の応募

事業の応募については、別に定める若い力で元気創出ふるさと支援事業募集要領（以下「募集要領」という。）による。

第10 事業の選定及び結果の通知

- 1 応募の評価は、別に定める選定要領に規定する評価会議が行う。
- 2 知事は、評価会議の結果に基づき、予算の範囲内において学生団体を選定し、その結果を選定通知書（様式第1号）により通知する。
- 3 知事は、前項の選定結果について公表する。

第11 補助金の交付申請

事業の実施主体は、第10の2の選定結果通知書を受けたのち、速やかに要綱第3条の規定に基づく補助金交付申請書を事業の実施箇所を所管する農林事務所長（以下「所長」という。）へ提出する。

第12 事業計画の変更

- 1 事業の実施主体は、補助金交付決定通知を受けた後に、要綱別表第2に掲げる変更を行うときは、要綱第4条第3項に規定する承認申請書（要綱第3号様式）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。
 - (1) 募集要領第2号様式および第3号様式
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、計画変更承認通知書（様式第2号）により通知する。

第13 補助金の変更交付申請

事業の実施主体は、第12の2の計画変更承認通知書を受けたら、速やかに、補助金変更交付申請書（第3号様式）に次の書類を添付し、所長に申請しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
- (2) その他知事が必要と認める書類

第14 事業の着手

事業の着手は、補助金の交付決定通知を受けた後でなければならない。

第15 実績報告等

事業の実施主体は、要綱第7条の規定による実績報告書を作成し、所長に提出するものとする。

なお、添付書類は要綱別表第1の実績報告書添付書類の欄に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 活動実績報告書（様式第4号）
- (2) 活動記録簿（様式第5号）

第16 補助金の交付請求

- 1 補助金の交付請求は、要綱第8条第2項の規定による補助金請求書を作成し、所長に提出するものとする。
- 2 事業の実施主体は、概算払による補助金の交付を受けることができるものとし、要綱第8条第3項の規定による補助金概算払請求書を作成し、所長に提出するものとする。

第17 その他

- 1 知事は、事業の実施にあたり、必要に応じて現地の調査等を実施する。

- 2 知事は、事業の推進上必要と認める場合には、事業の実施主体に対し報告を求めることができる。
- 3 知事は、事業実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。

附 則

この要領は、平成24年度予算に係るものから適用する。

この要領は、平成25年度予算に係るものから適用する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表1 (対象経費区分)

科 目	内 容	補助率
旅費	交通費（公共交通機関の運賃）、宿泊費（宿泊実費）などの移動に付随して発生する経費 ※宿泊費は、宿泊実費とし、食費、日当などは含まない。 ※レンタカー等を利用する場合は使用料及び賃借料に計上する。 ※自家用車による移動の場合は、移動距離1kmあたりに37円を乗じた額とする。（1円未満切り捨て）	対象経費の10/10 （但し、1団体300千円を上限とする。）
消耗品費	事務用品等	
燃料費	機械等の燃料	
印刷製本費	印刷業者等に発注するチラシ、ポスター等の作成、資料の印刷、写真の現像など ※学生団体で作成する印刷物は、所要経費を消耗品に計上すること。	
通信運搬費	郵便料、運搬料等 ※他の用途との使用の区別が困難な電話・FAX代等は対象外。	
保険料	ボランティア活動保険等	
委託料	活動を推進するため、外部に発注する費用	
原材料費	種苗代、コンクリート材料費等	
使用料及び賃借料	会場使用料、機材等リース料、レンタカー等借上料など	

〈対象経費に含まれないもの〉

- ・ 学生団体の人件費や運営費、既存の活動費、食料費等
- ・ 学生団体外の者に対する謝金、旅費（学生団体による活動が基本のため）
- ・ 支援事業で使用したことが明らかでない経費（電話・FAX等）
- ・ 備品購入費（単価が5万円以上のもの及び単年度（活動年度）又は一度の使用で消費されると認められないもの）
- ・ その他、対象経費と認めがたい経費（支援活動に活用しない消耗品の購入等）